

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號五第 卷五十三第

行發日一月一十年七和昭

## 論 叢

- 多收手段としての酒税 . . . . . 法學博士 神戸 正雄
- 笠間藩の民政 . . . . . 經濟學博士 本庄 榮治郎
- 安定期經濟學と變革期經濟學 . . . . . 經濟學博士 石川 興二
- ロングフィールドの價值論と分配論 . . . . . 經濟學博士 堀 經夫

## 研 究

- 我國の市町村義務費に就いて . . . . . 經濟學士 小山田 小七
- 金爲替準備への再吟味 . . . . . 經濟學士 松岡 孝兒
- 證券資本主義<sup>時代に於ける</sup>資本の構造 . . . . . 經濟學士 石田 興平
- カルテル法への要望 . . . . . 經濟學士 磯部 喜一

## 說 苑

- 貨幣の價值に就いて . . . . . 文學博士 高田 保馬
- 人口動態並行法則を論ず . . . . . 經濟學士 三谷 道麿
- 爲替相場の變動に就て . . . . . 法學士 正井 敬次

## 附 錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁 轉 載）

## カルテル法への要望 (下)

磯部喜一

## 第四 アメリカ合衆國の狀勢

アメリカ合衆國では、前世紀末から、企業結合運動と國家的取締との間で、シーソー・ゲームが演じられて居る。そして一八八七年の州際商業法(Interstate Commerce Act)以來の諸法規、特にシャーマン法(Sherman Act, 1890) 聯邦取引調査委員會法(Federal Trade Commission Act, 1914)及びクレートン法(Clayton Act, 1914)が、正しくその一半の現はれである。シャーマン法の趣旨は、トラスト又はカルテルの結成など、いやしくも『取引を抑制し』又は『獨占』せんとする『企業結合』(combination)又は『企業共謀』(conspiracy)を阻止するにある。クレートン法はトラストの其後の展開形態を取締るを目的とし、聯邦取引調査委員會法は、トラスト・カルテルの所在を調査發見し、これが解消を裁判所に請求すべき聯邦取引調査委員會の組織を規定して居る。

この狀勢を一見すれば、アメリカでは夙に企業結合を阻止せんとする動向が國策上存在すと、一應は言ひ得る。但しその奏效の點に至ると常に疑問の餘地があるのであるが、特に、シャーマ

ン法運用上三度の轉回あるは、閑却するを許されぬ。別稿で論じた如く、シャーマン法の主要文言は、少くとも法律用語としては一義的ではなかつた。かくて實施後最初の十五年は、既に取締勵行中の鐵道事業を中心に、カルテル結成に基くサーヴィス料金又は財貨價格の吊上に現はれし企業結合を掣肘した以外は、爭議中の労働組合を以て『取引を抑制』するものとなすと共に、産業トラストの價格吊上をばシャーマン法の取締外のものと、裁判所は宣告したのである。だから、この時期には、むしろ法規の趣旨が没却されたことになる。やがて反動は來た。一九〇四年の判決がこれで、それより一九一一年までの約七年間は、起訴されしトラストはすべて解消を命ぜらるるの憂目に會つた。

一九一一年に至り、資本家側の謂ゆる『反省的』なる變化が生起し、『理性律』(Rule of reason)に照し、『悪いトラスト』(Bad trust)は解消せざるを得ないが、『良いトラスト』(Good trust)はその存續を認められることとなつた。この變化は、アンティトラスト法の精神解釋上の一大變革であつた。トラスト及び其他の企業結合は、第二期の如く、企業結合なるが故に存續を拒否されるのではなく。その營業行爲が反理性的 (unreasonable) なるがために、戒飭される場合があり得るのである。更にこの期に注意すべきは、第一期に於いてすら全般的に解消せしめられたカルテルが、この期に入つてから、特に大戰後には、等しく『理性律』を基準に判定されるまでに、取締が緩和されたのである。次いで、輸出貿易並びに農業に關しては、『理性律』による判定を待たず、總括してシ

1) 拙稿「合法的トラストの成立」(經營と經濟・Ⅱの4・486頁以下)及び「アンティトラスト法の運用」(同上・Ⅰの6・830頁以下)參照。

チャーマン法の適用が停止され、ここではむしろ企業結合が助長される<sup>2)</sup>。

かかる状態であるから、今日、カルテル・トラスト其他の企業結合は、アメリカに於いても立派に結成し、また存続し得るのである。ただ、平素の營業行為を常に『理性律』の下に置かねばならない。この意味に於いて、資本家の活動には一種の道德的なる制約が附随するのである。かくてこの制約を中心に、アンティ・トラスト法の再吟味が、アメリカでは展開せしめられたのである。もつとも、この再吟味に當つては、ドイツの法曹團體や社會民主黨の要望の如きは少くとも見るを得ない。従つてチャーマン法の運用をば第二期的たらしめんとするは、全くの逆轉として顧みられないのである。そして改正の要望は、第一期的運用か、或は第三期的運用を存続し、その下に於ける『理性律』の内容の改訂か、そのいづれかである。

チャーマン法を中心とするアンティ・トラスト対策を、第一期的運用に準據するものたらしめんとするのは、アメリカ著名の工企業家ウイリヤムス氏 (W. Harvey Williams) を放送者とする一群である。この派では、後述の辯護士會の改革案を、コンツェルン結成には貢献し得るであろうが、獨立獨歩の商工業者に對する問題解決策とはならぬとの理由より排撃した上、普通法(Common Law)最初の精神再興を希求して已まない。すなはち『公益に反せざる限り、競争を制限せんとする合理的契約の妥當性<sup>3)</sup>』を再認識せしめんとするのである。

この主張は、重農主義學派やアダム・スミスによつて高唱された資本主義的精神——laissez

2) Webb-Pomerene Act, 1918 及び Capper-Volstead Act, 1922 参照。

3) Journal of Commerce, N. Y., No. 11,652, of Nov. 6, 1931, bearbeitet von S. Tschierschky in Kartell-Rundschau, XXIX の 12. S. 769.

faire, laissez passer ——を率直に表明したものであるが、これを一種の國家的見地を以て修飾する一群がある。一九一八年のウェップ法が宛も國家的見地から、輸出貿易に關しては企業結合を公認したと同じく、この一派の人々は、天然資源を國家的に保全する見地より、石油・石炭など再生産の可能ならざる特殊産業に就いてのみ、アンティ・トラスト法を改訂せんとする。例へば、合衆國商工會議所會頭ストローン氏 (Silas H. Strawn) は簡潔にこれを要請した上、『わが四十年來のアンティ・トラスト法たるシャーマン法のため、石油・石炭及び伐採木材の如き重要な國家的資源の所持者は、この資源をば將來の公用として確保するに足る契約を締結することを妨げられて居る』<sup>4)</sup>云々。この派の言ふ國家的見地は、もとより、企業の見地と一致する限りでの國家的見地たるは言ふを俟たぬ。蓋し企業結合のもたらす利益は、先づ謂ゆる資源産業に於いて最も容易に確保されるのであるが、ドイツ・アメリカに於ける企業結合の初期の歴史は、正しく、これを實證するであろう。またアメリカ辯護士會經濟部議長バットラー氏 (Rand C. Butler)<sup>5)</sup>の言ふ如く、現在、アメリカでは、天然資源保全の必要から、石油産業は現行法を排除せずともなほ生産制限を實施し得る特殊の地位を、聯邦取引調査委員會から認められて居る。しかもこの特權に就いては、他の産業部門乃至各種の工業團體が抗議を申出てる程であるに拘らず、既にかく特別に庇護されつつある資源産業に就いての要請であるから、ストローン氏などの國家的見地は、十分に上述の如きものと、吾々は解するのである。

4) 及び 5) Kart. R'dschau, XXIX の 12. S. 769.

アンティ・トラスト法の第三期的運用を是認し、ただその下に於ける『理性律』の内容を改訂せんとするは、アメリカの辯護士團體である。この團體は『營業の自由を制限せんとする協定を原則として許可し、且つかかる協定及び決議には、シャーマン法に規定する體刑及び三倍までの損害賠償を負はしめざるよう豫め備へる權限を、國會が聯邦取引調査委員會に賦與すべし』<sup>6)</sup>となす。

かかる提議の個人的發表を、吾々はレヴィーン氏<sup>7)</sup> (Alexander Levene) とドノヴァーン氏<sup>8)</sup> (William J. Donovan) に見出すのである。前者はニュー・ヨーク所屬の辯護士であり、後者は嚮きの合衆國の檢

事次長で、目下法律事務所をニュー・ヨークに開設して居る。ドノヴァーン氏に據れば、『政府の監督から獲られる企業の安定ならば、獨立と創始性 (Independence and initiative) を犠牲としたものでなくてはならない。』これでは資本主義的精神の破滅であるから、『企業そのものの協同動作・自制及び自戒から安定を達成』<sup>9)</sup>すべきである。この建て前は當然に、レヴィーン氏の主張する如く、すべての規定を強行せしめず、任意的のものたらしめる。すなはち現行のアンティ・トラスト諸法は廢止せず、價格暴騰を圖る行爲に對する最後の威壓手段として存續せしめる。他方、從來禁止せし諸企業結合に關する許可制度を新に實施するに際しても、この規定の適用を強制せず、許可制度を利用するや否を全く企業の隨意たらしめんとするのである。<sup>10)</sup>そして許可制度がアンティ・トラスト諸法での處罰並びに禁止規定の實施を中斷するは言ふまでもないが、この中斷はもとより『協同動作への關與を拒む口實を企業から奪ふ』<sup>11)</sup>に至る。

6) Kart. R'dschau, XXIX の 12. S. 768.

7) A. Levene (in collaboration with G. J. Feldman), Does trade need anti-trust laws?, 1931.

8) W. J. Donovan, Should the anti-trust laws be modified? (Harvard Business Review, X の 2,)

9) Donovan, ibid., p. 132.

企業結合許可事項の處理を、何故に聯邦取引調査委員會に委ねんとするか。これは便宜だからにすぎない。蓋し職責上、州際商業調査委員會 (Interstate Commerce Commission) に類似する新官廳を設置するよりは、この事務處理のための増員を聯邦取引調査委員會に求める方が、遙かに簡便である。<sup>12)</sup>

なほ、アメリカ辯護士團體が要望上、ドイツの法曹團體とは全く對蹠的地位にたてるは、興味深いことである。かかるアメリカ辯護士團體の主張の根據を、彼等がその所得源泉を主として『經濟上の諸團體やコンツェルンの顧問辯護士たる地位』<sup>11)</sup>に見出す點に歸する論者がある。

## 第五 結論 (附) わが國の狀勢

吾々は、企業結合運動の代表國ドイツとアメリカの二國に就いて、近年頃に生起しつつあるカルテル乃至トラスト法への要望を一瞥した。之等の要望は、時として謂ゆる國家的見地より云爲されるが、この國家的見地とても、根本に於いて、産業資本家的打算より出發せるものが多いことは、既述の通りである。それだけに現行のカルテル乃至トラスト法は濃淡の差あるは免れぬが、ともかく社會立法たる意味を保ち、産業資本家の餘りに恣意的な企業活動に效果的な、少くとも道徳的な拘束を加へるに對し、これが緩和要望なることは、殆ど軌を一にすると云つて差支へない。そしてカルテル法の下、この法規の精神を無視せる企業活動を營む餘地の少くないに拘らず、之

10) Levene, *ibid.*, pp. 134-136.

11) Donovan, *ibid.*, p. 134.

12) Levene, *ibid.*, p. 135.

13) Kart. R'dschau, XXIX の 12, S. 769.

等の要望が法規そのものを改廢する手段に訴へるところに、國民經濟的孤立を餘儀なくせしめた近時の經濟不況に重壓せらるる産業資本家の惱みの特異性を、吾々は多分に看取し得るのである。

もとよりドイツ・アメリカ産業資本家の要望の現はれば、必ずしも同じではない。これは一に夫々の國に於ける現行アンティ・カルテル乃至トラスト法の内容の相異に基くのであるが、それにも増して、夫々の國民經濟の現状の差異に著しく原因されて居ることを、無視すべきでない。すなはちドイツでは、敗戦のもたらした國民經濟の異狀を克服するため、夙に諸産業の統制經濟化を必要としたのであるが、それと同時に、資本主義的統制經濟化と一般消費大衆の利害との相剋は、前者の進行に伴ひ國內では加速度的に尖鋭化したのである。アメリカでは勝戦、しかも戦時中戦時經濟化の要を見ざる幸運裡にもたらされた國民經濟の興隆はなほ多年存続したが、其後ヨーロッパ諸國民經濟の回復難から來る世界經濟的惡影響を徐々に蒙るに至つた状態である。

かかる國民經濟の差異は、アンティ・カルテル乃至トラスト法への要望に於いても、一方では専ら世界經濟的惡影響を除去すべく、社會立法の色彩を抹殺するところまで進ましめ、この要望の實現また必ずしも不可能ではない。他方では社會立法の色彩の抹削を要望するはおろか、一圖にかかる色彩の濃化を防ぐ程度に止まらざるを得ず、しかもこれが實現すらも頗る覺つかないのである。現にドイツでは、一九二三年法を強化する一九三〇年の第一次緊急命令第五篇 (Vollverordnug

des Reichspräsidenten zur Behebung finanzieller, wirtschaftlicher, und sozialer Notstände vom 26 Juli 1930. V Abschnitt, Ver-



haltung unwirtschaftlicher Preisbindungen)はもとより、これに引きつづく定價販賣商品(Markenwaren)の價格取締、精糖業・馬鈴薯製粉業の企業結合取締に關する諸令は、産業資本家の利益を必ずしも擁護するものではない。更に、一九三一年末の第四次緊急命令第一部第一章(Not-V.O. des Reichspräsidenten zur Sicherung von Wirtschaft und Finanzen und zum Schutz des inneren Friedens vom 8 Dec. 1931. Teil I, Kapitel I, Anpassung gebundener Preise an die veränderte Wirtschaftslage)及び同施行令は、價格の一方引下げを強制するのであるから、層一層然るのである。なほ本年七月一日以降、第四次緊急命令の解消後は如何。一九三〇年以來のカルテル對策上の動向は、取締深化の拍車がかかるとも、これより轉換することは夢にも想像されない。

ドイツ・アメリカ現行のカルテル乃至トラスト法は社會立法的のものであるだけ、世界的經濟不況裡にある産業資本家は、これが改正の要望を表示せざるを得ないのであるが、同じく世界的經濟不況裡に沈衰せるわが國の産業資本家は如何。

わが國には從來カルテル法は存在しなかつた。明治三十年の重要輸出品同業組合法或は其後の三十三年の重要物産同業組合法による同業組合が大戦中カルテル化せんとした際、これが阻止をば農商務省の内規として試みたことがあるが、これとても未だ立法化はしなかつた。だから、大正十四年の重要輸出品工業組合法及び輸出組合法が、わが國最初のカルテル立法である。但しこれは、ドイツ・アメリカ等の夫れとは趣きを著しく異にして居るのであつて、カルテルとしての

工業組合及び輸出組合の發達を助長するの目的を有し、全くの社會立法でない。しかもこの立法精神は昭和六年には更に擴大せられ、重要輸出品工業組合法が輸出工業及び國內工業のいづれにも適用さるる工業組合法と改まる反面、新に重要産業の統制に關する法律の制定を見たのである。<sup>14)</sup>そして後者の適用範圍の決定に當り、『既に自治的機關によつて圓滑に統制が行はれてゐる産業に、この法律を適用するは、將來の統制進捗を不圓滑ならしむ』との理由から、綿絲紡績・人造絹絲製造業者よりの反對がないではなかつた。しかしこの反對も要するに同法第三條の公益規定、『主務大臣第一條ノ統制規定ガ公益ニ反シ又ハ當該産業若ハ之ト密接ナル關係ヲ有スル産業ノ公正ナル利益ヲ害スト認ムルトキハ統制委員會ノ議ヲ經テ其ノ變更又ハ取消ヲ命ズルコトヲ得』の萬一の適用を恐れるからにすぎず、重要産業統制法のカルテル助長の精神に抗するものではない。現に、右第三條は直ちに適用されるものに非ざる意向を、同法を適用する業種選定のための特別委員會が明らかにするや、紡績業者側の強硬なる反對意見が著しく緩和されたことは、これを證して餘りあるであらう。<sup>15)</sup>

かくてわが國産業界の現状は、産業資本家にとつては、大戰以前のヨーロッパの状態に匹敵する。否、以上の諸法規の適用・奨励補助金の下附・損失補償制度などの實施(工業組合に對する)のかたちをとれる國家權力に基く拍車が一段と加へられてゐるから、大前以前のドイツの狀勢以上と斷定するも、敢えて過言ではあるまい。

(昭七・六・一九稿丁)

14) 夫々の内容に就いては、拙稿「企業統制法に就いて」(經營と經濟・Iの3・398頁以下)及び「工業組合の研究」(同上)の5・640頁以下参照。

15) 大阪朝日新聞・昭和六年九月十七日及び十一月六日號参照。